



市報

きよせ

税の申告
特集号

発行：清瀬市 編集：企画部秘書広報課
〒204-8511 清瀬市中里五丁目842
☎ 042-492-5111 (代表) FAX 042-492-2415
メール：kouhou@city.kiyose.lg.jp
URL：https://www.city.kiyose.lg.jp/



市ホームページは
こちら

市・都民税の申告は市役所へ 所得税などの申告(確定申告)は東村山税務署へ

申告期間

2月16日(水)～3月15日(火)

問課税課市民税係
☎042-497-2040

市・都民税の申告は市役所で、所得税などの申告(確定申告)は東村山税務署で受け付けます。なお、令和3年中に清瀬市内に転入された方や令和3年度市・都民税申告書を提出された方には、1月下旬に令和4年度市・

都民税申告書を送付する予定です。市民の皆さまには昨年に引き続き、郵送やインターネットでの申告をご活用いただき、来庁される場合には感染対策にご協力ください。

市・都民税申告期間・申告受付会場

場所	期間	受付時間
生涯学習センター	2月2日(水)～4日(金)	午前9時30分～午後3時30分
松山地域市民センター	2月7日(月)・8日(火)	午前9時(予定)～11時、 午後1時～4時
竹丘地域市民センター	2月9日(水)・10日(木)	
清瀬市役所2階 市民協働ルーム	2月16日(水)～3月15日(火) (土・日曜日、祝日を除く)	午前9時～午後3時

生涯学習センター、松山・竹丘地域市民センターは早期の受け付けです。会場設営ができ次第のご案内となるため、開始時間が前後する場合があります。また、改修工事のため、今年は、野塩地域市民センターでの受け付けは行いません。恐れ入りますが、松山地域市民センターなどをご利用ください。なお、東村山税務署では、例年より早く2月1日から確定申告の受け付けが始まります。

清瀬市役所受付会場について

新庁舎開庁に伴い、昨年とは受付会場が異なりますのでご注意ください。また、混雑が予想されますので、引き続き郵送での申告にご協力をお願いします。【受付会場】市役所本庁舎2階 市民協働ルーム

税理士会による確定申告無料相談会

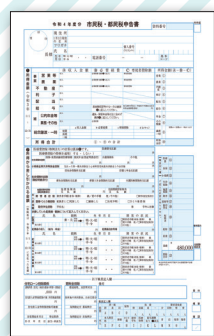
個人消費税・所得税の申告書を作成して提出できます。
 日2月2日(水)～4日(金)午前9時30分～午後3時30分 場アミューホール(生涯学習センター7階) 電話または申込みフォームで東京税理士会東村山支部☎0570-007-695へ
 ※譲渡所得など複雑な内容の申告については税務署をご利用ください。
 ※人数制限があり、原則事前予約制です。各実施日の2日前までにお申込みください。



申込みフォーム
はこちら

郵送やインターネットで申告しましょう

市・都民税の申告



市役所に郵送で
提出できます

※必要書類については、本号3面をご覧ください。

所得税などの申告(確定申告)



e-Taxでの提出や
国税庁ホームページで
作成した申告書を税務署
へ郵送で提出できます

※e-Taxであれば、源泉徴収票や控除証明書等の提出を省略できます。添付を省略できる書類は国税庁ホームページでご確認ください。

会場での新型コロナ
ウイルス感染症
感染拡大防止に
ご協力を



マスクの着用をお願いします



受付時の検温にご協力をお願いします



混雑状況により人数制限を行います

市・都民税&所得税確定申告が必要かチェック！

課税課市民税係 ☎042-497-2040

／ スタート ／

当てはまらない

当てはまる

令和4年1月1日現在清瀬市に住んでいた

令和4年1月1日現在住んでいた市区町村にご確認ください

給与収入	☐ 年末調整済みの給与収入があり、それ以外の所得が20万円を超えている
	☐ 年末調整をしていない給与収入がある(中途退職で再就職をしていない方、2か所以上から給与の支払を受けている方、年収2,000万円を超えている方など)
	☐ 給与所得の源泉徴収票に含まれていない控除の追加があり、所得税の還付を受けられる(★)
年金収入	☐ 公的年金などの収入が400万円を超えている
	☐ 公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円を超えている
	☐ 公的年金の源泉徴収票に含まれていない控除の追加があり、所得税の還付を受けられる(★)
その他収入等	☐ 土地・建物などの譲渡所得や生命保険の満期戻金などの一時所得がある
	☐ 事業所得や不動産所得などがあり、所得税の納付または予定納税、源泉徴収に係る所得税の還付を受けられる(★)
	☐ 純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける

1つ以上
当てはまる税務署で
確定申告が
不要と
案内された1つ以上
当てはまる

当てはまらない

☐ 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない
☐ 収入がなく(遺族年金や障害年金、失業保険などの非課税収入のみを含む)、清瀬市内に居住する人の税法上の扶養親族となっていない ※国民健康保険や後期高齢者医療加入者の場合、軽減や給付額に影響します。
☐ 確定申告は不要であるが、給与や公的年金以外の収入がある
☐ 確定申告は不要であるが、追加する必要がある控除がある

東村山税務署へ所得税の
確定申告が原則必要です詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください
く、東村山税務署へお問い合わせください

東村山税務署個人課税部門 ☎042-394-6811 (代表)

▶ 国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp

※e-tax(電子申告)であれば24時

間いつでも送信(提出)できます。

(★) 所得税は、所得金額・所得控除金額などにより計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が多い場合に、その差額が還付されます。還付が受けられるかどうかは税務署にご確認ください。

清瀬市に市・都民税の
申告をしてください市・都民税の申告については、
右記記事もご覧ください。所得税確定申告及び市・
都民税の申告は不要です

※収入がない方は、市内在住の親族があなたを扶養親族として申告(または年末調整)しているか必ず確認してください。なお、「所得0円」と記載された非課税証明書が必要な場合は、市・都民税申告にて収入がない旨を申告してください。

チェック表の結果「確定申告」が必要になった方



パソコン・スマートフォンから申告

① 国税庁ホームページにアクセス



https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl

② 画面の指示に従って申告書を作成

スマートフォンをお持ちでマイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータルAP」からも簡単に申告ができます。



電子申告画面のイメージ

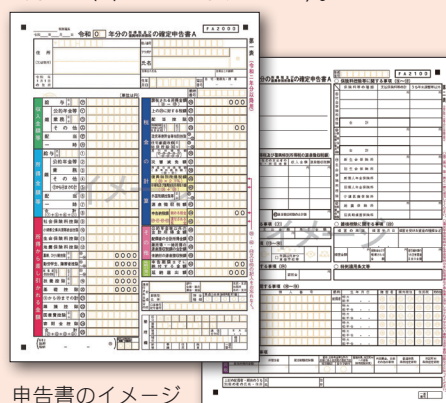
(左: パソコン、右: スマートフォン)

③ いずれかの方法で申告書の提出

◆マイナンバーカード
を使って送信(二次
元バーコード)
マイナンバーカード
とマイナンバーカード
読み取り対応のスマ
ートフォンが必要です。◆マイナンバーカード
を使って送信(ICカ
ードリーダー)
マイナンバーカード
とICカードリーダー
が必要です。◆IDとパスワードを使
って送信
ご利用にはあらかじ
め税務署にて「ID・パ
スワード方式の届出完了
通知」の発行が必要
です。本人確認書類を
持参し、税務署にて事
前に手続きをお願いし
ます。◆郵送
作成した申告書を印
刷して東村山税務署に
郵送してください。
〒189-8555
東村山市本町1-20-22
東村山税務署

手書きの申告書で申告

申告書は東村山税務署や市役所などで配布します。市役所では2月1日(火)より2階の市民協働ルーム前や各申告受付会場にて配布予定です(野塩出張所は3月1日(火)からの予定です)。

東村山税務署確定申告作成会場
開設について

2月1日(火)より、東村山税務署内に確定申告作成会場が開設されます。受け付けは、午前8時30分から午後4時までです。入場には整理券が必要になりますので、当日または事前にLINEアプリでお手続きください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。東村山税務署個人課税部門 ☎042-394-6811 (代表)

チェック表の結果「市・都民税の申告」が必要になった方

市・都民税申告書は、令和3年に市・都民税の申告をした方などに、1月下旬ごろに郵送する予定です。窓口でもお渡ししている他、市ホームページ(右記QRコード参照)からダウンロードすることもできます。課税課市民税係 ☎042-497-2040



◆年金収入のみの方

必ず記入	①・②
必要に応じて記入	④・⑤

- ① 現住所・令和4年1月1日現在の住所・電話番号・氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記入してください。
- ② 年金の源泉徴収票に記載のある支払金額を記入してください(複数公的年金をお受けの場合は合計金額を記入してください)。
- ④ 申告者ご本人様に該当する内容があれば記入してください。
- ⑤ 配偶者および扶養親族がいる場合、情報を記入してください。個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。※太枠以外の控除については、源泉徴収票、控除証明書、医療費控除の明細書などが添付されていれば、金額を市職員が転記するため、記入は不要です。ただし、年金からの天引き以外で納付した社会保険料がある場合は必ず記入してください。

◆収入がなかった方

必ず記入	①・③・⑥
必要に応じて記入	④・⑤

- ① 現住所・令和4年1月1日現在の住所・電話番号・氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記入してください。
- ③ 「0」と記入してください。
- ④ 申告者ご本人に該当する内容があれば記入してください。
- ⑤ 配偶者及び扶養親族がいる場合、情報を記入してください。個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。
- ⑥ 裏面の該当欄に記入してください。

◆上記に当てはまらない方

「市・都民税申告書」の手引きを参考に記入してください。

郵送での提出にご協力ください

市・都民税申告書を郵送で提出する場合は、必要書類を同封し、下記送付先へ郵送してください。申告書の控えの返送をご希望の場合は、返送先を記載のうえ、84円切手を貼った返送用封筒を同封してください。

◆郵送申告に必要な送付書類

- ▶ 市・都民税申告書
- ▶ マイナンバーカードまたは個人番号(マイナンバー)が記載された書類のコピーと本人確認書類のコピー
- ▶ 給与・年金などの源泉徴収票(コピー可)
- ▶ 国民年金の控除証明書
- ▶ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介



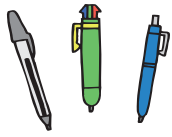
護保険料の支払(納付)確認書(申告書に納付金額の記載があれば省略可)

▶ 生命保険料・地震保険料の支払(控除)証明書、医療費控除の明細書
※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の前年の支払額の確認は電話確認や郵送請求ができます。お手元に保険証の番号や納税通知書の通知書番号などをご用意のうえ、各担当部署にご連絡いただくか、市役所、松山出張所(野塩出張所は改修工事中。3月より開館予定)にて窓口交付することができます(保険証、運転免許証などの本人確認書類を持参)。なお、国民年金保険料については、年金事務所にお問い合わせください。各問合せ先は本号4面をご覧ください。
【送付先】〒204-8511 清瀬市中里5-842 清瀬市課税課市民税係 行
課税課市民税係 ☎042-497-2040

市・都民税の申告にお持ちいただくものなど

問課税課市民税係 ☎042-497-2040

筆記用具



※例年お持ちいただいた印鑑は不要になりました。



足りない書類などがあると受け付けできません。お越しになる前に今一度持ち物をご確認ください。

市・都民税申告書

昨年度、市・都民税申告書を提出していただいた方や、新たに清瀬市に転入された方を対象に、令和4年度分市・都民税申告書を送付します。1月20日(木)発送予定となりますので、お手元に届きましたら、必要に応じてご提出ください。なお、提出の必要があるかどうかについては、本号2面をご覧ください。
※市・都民税申告書は市ホームページからもダウンロードできます(右記QRコード参照)。



申告時に気を付けていただきたいこと

扶養親族(16歳未満含む)、障害の等級などの人的控除を忘れずにご記入ください。

医療費のお知らせ(医療費等通知書)は医療費控除に使用できます

医療費等通知書は、医療費控除に使用することができます。下記のとおり発送済みまたは発送予定ですのでご確認ください。

◆国民健康保険

○令和2年11月診療分～令和3年6月診療分＝令和3年11月に送付済み

○令和3年7月～10月診療分＝令和4年2月中旬から下旬に発送予定

◆後期高齢者医療

《医療費等(10割)が5万円を超える月のある方》

○令和2年9月診療分～令和3年8月診療分＝令和4年1月末日ごろに発送予定

実際にご自身が負担された額と

異なる場合(公費負担医療や高額療養費など)は、その金額を差し引くなどご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。また、医療費控除は前年の1月から12月までの支払額が対象になります。医療費通知書に記載されていない診療月については、ご自身で明細書を作成してください。なお、差額ベッド代などの保険適用外は含まれていません。

問保険年金課国保係 ☎042-497-2047、保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

※医療費控除に関することは課税課市民税係 ☎042-497-2040へお問い合わせください。

国民健康保険

「被保険者の支払った医療費の額合計(※)」の金額を申告してください。

後期高齢者医療

「自己負担相当額」と「標準負担額」の合計金額を申告してください。

(注) 画像はいずれもイメージです。

所得・控除を証明する書類

◆所得…令和3年中の収入がわかるもの(給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬などの支払調書など)。一度お預かりした源泉徴収票などは、原則返却することができませんのでご注意ください。

◆控除…令和3年中に支払った社会保険料の金額がわかる書類や、国民年金保険料の控除証明書(※1)、生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費控除の明細書(※2)、障害者手帳、学生証など(※1) 令和3年中に支払った国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料の金額を事前にご確認ください。金額がわからない場合は、市役所と松山出張所(野塩出張所は3月以降)にて支払金額の確認書を交付しておりますので、運転免許証や保険証などの本人確認書類をご準備のうえお越しください。また、電話確認や郵送請求も可能ですので、お手元に保険証または納税通知書をご準備のうえ、下記問合せ先にお電話ください。なお、国民年金については、控除証明書の添付が必須となります。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

【各種問合せ】

▶国民健康保険について＝保険年金課国保係 ☎042-497-2047

▶後期高齢者医療保険について＝保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

▶介護保険について＝介護保険課管理係 ☎042-497-2079

▶国民年金保険料について＝(管轄) 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411 (※2) 医療費控除の明細書は、医療機関ごとに令和3年中に支払った医療費を記入し、すべての合計金額をご自身で計算のうえ、事前にご準備ください。明細書は国税庁ホームページからダウンロードできるほか、任意の様式でも構いません(下記記事参照)。

個人番号(マイナンバー)が記載された書類と本人確認書類

▶個人番号(マイナンバー)が記載された書類

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーカード記載の住民票など

▶本人確認書類の例

顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート)

※上記がない場合は、健康保険証や年金手帳などの書類を2点ご準備ください。



愛称：マイナちゃん

医療費控除について

医療費控除、セルフメディケーション税制を受けるには、「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」の作成・添付が必要です。「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書とともにご提出いただかなければ、各控除を受けることはできません。申告会場では、各明細書の作成は行っていないので、必ず事前にご自身で作成してください。なお、領収書の提出は必要ありませんが、ご自身で5年間保存してください。医療費控除の明細書は右記QRコードよりダウンロードできます。



要介護認定等をお持ちの方へ～医療費控除・障害者控除の対象ではありませんか？

◆医療費控除

問施設サービス＝①介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院の利用者の一部負担額・食費および居住費負担額②特別養護老人ホームに平成12年4月1日以降に入所した方は介護費の1割から3割、食費および居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額

○居宅サービス＝訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居宅サービスに併せ同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額

○おむつ代＝傷病により6か月以上寝たきりで、医師の治療を受け、おむつを使用している方(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。2年目以降は基準を満たせば市で証明が発行できる場合あり)

※いずれも申告時には「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要。

◆障害者控除

問65歳以上で介護保険の要介護認定を受け、要介護3以上の方。または要介護1以上の寝たきり度や認知症度の高い方で、身体障害者と同等の程度と認められる方。※申告時に市が発行する証明書が必要です。交付申請書(介護保険課で配布または市ホームページからダウンロード可)を窓口を持参または郵送で介護保険課まで。

問医療費控除について＝課税課市民税係 ☎042-497-2040、おむつ使用証明書・要介護認定者の障害者控除について＝介護保険課介護サービス係 ☎042-497-2080